

# 環境総合計画の重点的な点検評価

～健康で安心して暮らせる社会の構築に向けて～

- I 良好な大気環境を確保するために
- II 良好な水環境を確保するために
- III 化学物質のリスク管理を推進するために

環境農林水産部環境管理室

# Ⅲ 化学物質のリスク管理を推進するために

## 1. 目標

## 2. 施策の方向

- 環境リスクの高い化学物質の排出削減や予防的取組みの推進、様々な主体の環境リスクについての理解の促進

## 3. 現状、課題及び今後の対応

- (1) 環境リスクの高い化学物質の排出削減
- (2) 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- (3) 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理
- (4) 大規模災害時における化学物質によるリスク低減

## 1. 目標

# 年次、目標・指標

## Ø 年次

2020年度(平成32年度)

## Ø 目標・指標

環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減する

参考:2010年度排出量(4,696トン)

※「環境リスク」とは、化学物質が環境を通して人の健康や生態系に悪影響を与えるおそれのこと

**環境リスクの大きさ = 有害性の程度 × ばく露量**

環境リスクの大きさは、化学物質の有害性の程度と化学物質を取り込む量を示すばく露量で決まる

## 2. 施策の方向

### (1) 計画に掲げた方向

環境リスクの高い化学物質の排出削減や予防的取組みの推進、  
様々な主体の環境リスクについての理解の促進

- ①環境リスクの高い化学物質の排出削減
- ②化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進
- ③残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

### (2) 新たな課題への対応

H23.3.11の東日本大震災により、高濃度のふっ化水素や六価クロムなどの  
有害化学物質の漏えい等が発生



「④大規模災害時における化学物質によるリスク低減」に取り組む。

### 3. 現状、課題及び今後の対応

## (1) 環境リスクの高い化学物質の排出削減

### ■現状

●PRTR法と府条例による届出(排出量、移動量、取扱量)

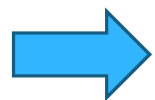
○製造業等24業種で従業員数21人以上の事業者が事業所毎に届出※1,2,3

第一種管理化学物質	排出量・移動量	取扱量
<b>PRTR法対象物質</b> (第1種指定化学物質) 462物質 (2009年度までは354物質)	<b>■PRTR法の届出</b> 排出量、移動量	<b>■条例の届出</b> (2008年度から実施)
<b>府独自指定物質</b> 24物質 (2009年度までは38物質)	PRTR法対象物質：取扱量 府独自指定物質：排出量、移動量、取扱量	

※1 対象物質の取扱量1トン以上の事業所が物質毎の排出量等を届出  
(特定第一種指定化学物質(発がん性物質)15物質は0.5トン)

※2 届出先は、府又は権限移譲を受けた23市町村(H25.4現在)

※3 従業員数が50人以上の事業所はさらに「**化学物質管理計画書**」及び「**化学物質管理目標決定及び達成状況**」の届出が必要



- ・届出データを国や府等により集計・公表
- ・事業者による排出削減等の自主的な取組みを促進

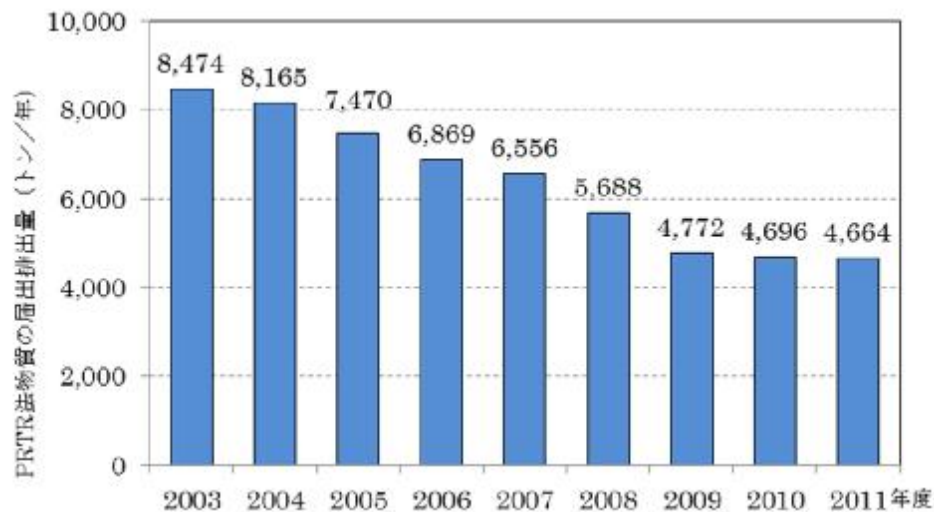
### 3. 現状、課題及び今後の対応

## (1) 環境リスクの高い化学物質の排出削減

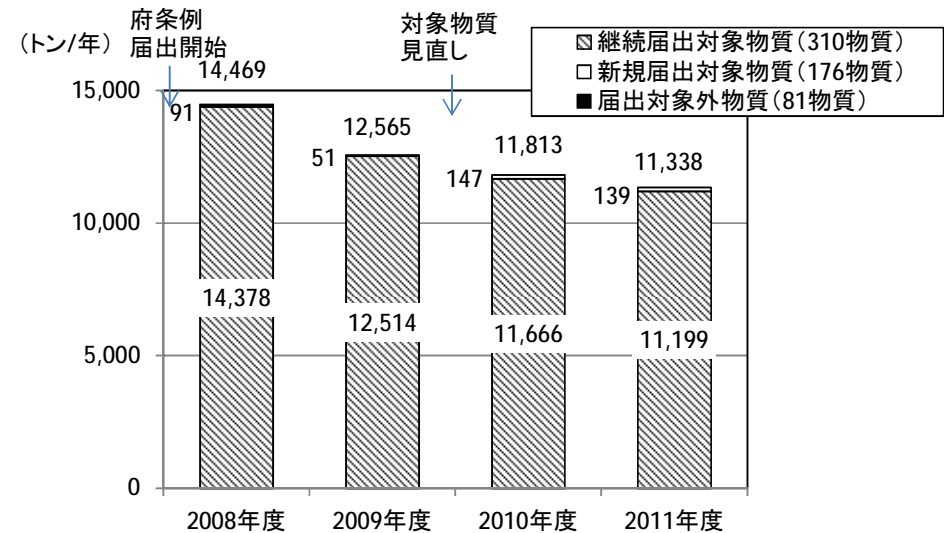
### ■現状

#### ●化学物質の排出量について(1)

○府域におけるPRTR法及び府条例対象物質の届出排出量は、着実に減少。



府域におけるPRTR法対象物質  
届出排出量の経年変化



府域におけるPRTR法及び府条例対象  
物質の届出排出量の経年変化

○府内における平成23年度のPRTR法対象物質の排出量は全国第7位  
(可住地面積当たり排出量では、全国第2位)

### 3. 現状、課題及び今後の対応

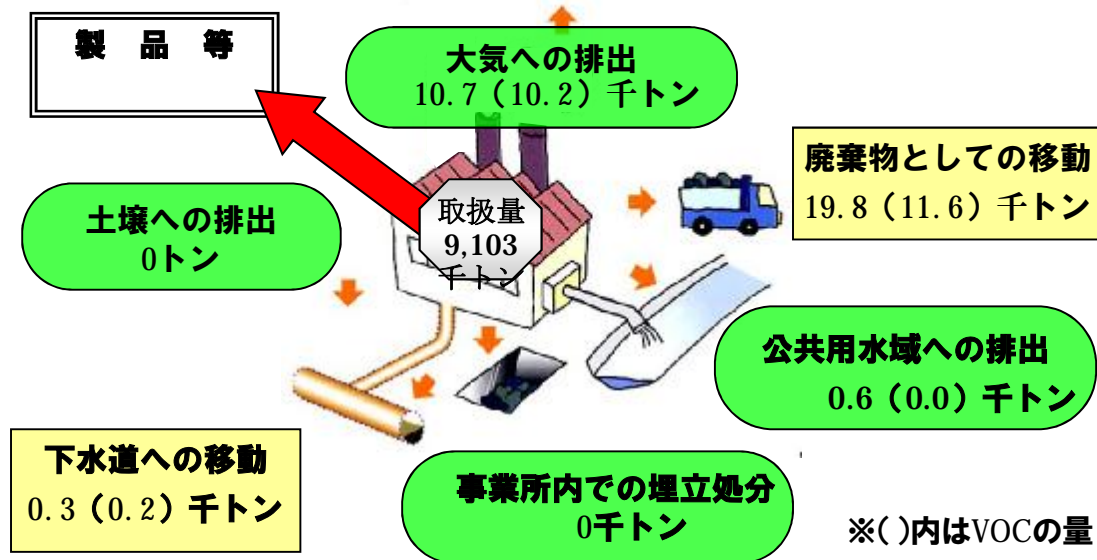
## (1) 環境リスクの高い化学物質の排出削減

### ■現状

#### ●化学物質の排出量について(2)

○府域における法・府条例の対象化学物質の届出排出量・移動量・取扱量  
(2011年度)

- ・府域における届出排出量のうち9割以上が大気への排出
- ・届出排出量に占めるVOCの割合は9割以上



(千トン/年)

	PRTR法 + 府条例	PRTR法対 象物質	府条例対象 物質(法対 象VOC除く)	VOC②	②/①
大気	10.7 (94.3%)	4.1	6.6	10.2	95.7%
公共用水域	0.6 (5.7%)	0.6	0.0	0.0	4.8%
土壌	0 (0.0%)	0	0	0	-
埋立	0 (0.0%)	0	0	0	-
排出量計	11.3	4.7	6.7	10.3	90.5%



### 3. 現状、課題及び今後の対応

## (1) 環境リスクの高い化学物質の排出削減

### ■現状

#### ●これまでの取組

- PRTR法及び府条例に基づく事業者による化学物質の自主的な管理を通じた排出削減の促進
  - ・化学物質の排出量等の届出の審査・集計・公表及び事業者への指導・助言等
  - ・大規模事業所等を中心とした立入等による重点指導
  - ・削減事例等の情報収集及びHPへの掲載やセミナー等による普及啓発
- 権限移譲市町村と連携した化学物質管理制度の推進

### ■課題及び今後の対応

#### ●課題

- 届出物質の排出量は年々着実に減少してきたが、さらなる排出削減が必要

#### ●今後の対応

- これまでの取組を継続するとともに、以下の取組みを実施
  - ・重点指導の対象を中・小事業所へ拡大
  - ・削減事例等の収集及び情報提供の拡充



### 3. 現状、課題及び今後の対応

## (2) 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

### ■現状

#### ●リスクコミュニケーションとは？

- ・ 環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるための対話を「**リスクコミュニケーション**」という。

#### ●これまでの取組

- ・ 化学物質の排出削減やリスクコミュニケーションの重要性について、事業者等の理解を深めるため、化学物質対策に関するセミナーを開催
- ・ 土壌汚染対策に造詣が深い専門家、企業、NPO等によるパネルディスカッションを開催
  - ※ 土壌汚染は、健康リスクに加え、土地の資産価値や対策費用の観点も踏まえて、土地所有者による汚染状況調査や汚染除去措置等の合意形成が重要

### 3. 現状、課題及び今後の対応

## (2) 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

化学物質対策セミナー (平成21年度より毎年開催)

#### ○目的

- ・化学物質の排出抑制対策の事例紹介
- ・リスクコミュニケーションの重要性の啓発
- ・大阪府化学物質管理制度のさらなる周知

#### ○対象：府域の事業者等

#### ○化学物質対策セミナー(平成25年3月開催)の概要

【主催】 大阪府・大阪市・堺市

【日時】 平成25年3月15日(金曜日)

【場所】 阿倍野区民センター 大ホール

- 【内容】
- (1)「排出量の削減対策事例について」
  - (2)「府域における化学物質の排出量の状況について」
  - (3)「リスクコミュニケーション事例について」
  - (4)「災害時における化学物質のリスク低減対策について」



「化学物質対策セミナー」開催状況

### 3. 現状、課題及び今後の対応

## (2) 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

### 土壌汚染に係るリスクコミュニケーション(パネルディスカッション)

(平成24年2月、平成25年3月開催)

#### ○パネルディスカッション

「土壌汚染に係るリスクコミュニケーションの推進」  
(平成25年3月開催)の概要

【主催】 大阪府・大阪市

【共催】 NPO法人土壌汚染対策コンソーシアム

【協力】 財団法人日本環境協会

【日時】 平成25年3月19日(火曜日)

【場所】 大阪府咲洲庁舎 咲洲ホール

【内容】

(1) 基調講演

「土壌汚染による環境リスク管理と土地活用の実例」

(2) パネルディスカッション

「土壌汚染に係るリスクコミュニケーションの推進」



パネルディスカッション「土壌・地下水汚染に係るリスクコミュニケーションの推進」開催状況

### 3. 現状、課題及び今後の対応

## (2) 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

### ■ 課題及び今後の対応

#### ● 課題

- ・ 環境リスクに関する科学的な知見・情報を府民・事業者・行政が共有し、相互理解を深めるため、さらなる周知、啓発が必要



#### ● 今後の対応

- ・ 引き続き、セミナー、パネルディスカッション等の開催やHPによる情報提供等を通じて、リスクコミュニケーションを推進
- ・ 事業者のリスクコミュニケーションの推進のため、レスポンシブル・ケア協議会加盟事業所等からの実施事例の収集、情報提供等のサポートを実施
- ・ 土壌及び地下水の汚染等対策検討審議会の検討結果を踏まえた取組みを推進  
(例) 有害物質使用特定施設を有する事業者及び土地所有者への説明会等を通じた働きかけ

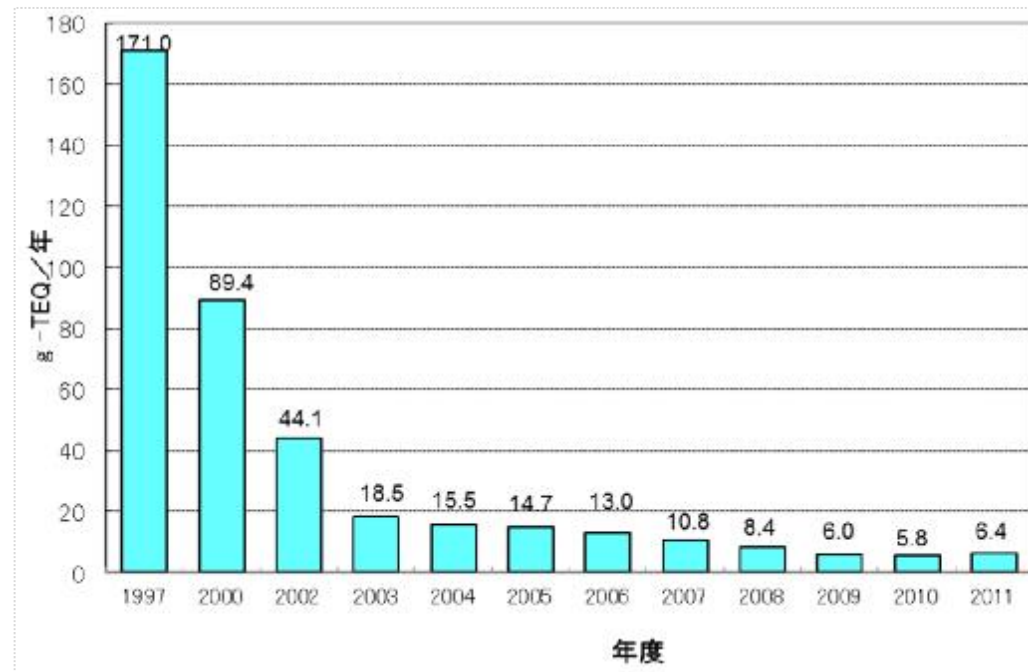
### 3. 現状、課題及び今後の対応

## (3) 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

### ■ 現状

#### ● これまでの取組(ダイオキシン類関係)

- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく工場・事業場に対する指導等により、ダイオキシン類の排出量は着実に減少 ⇒ 現在の取組を継続



府内でのダイオキシン類の排出量の推移

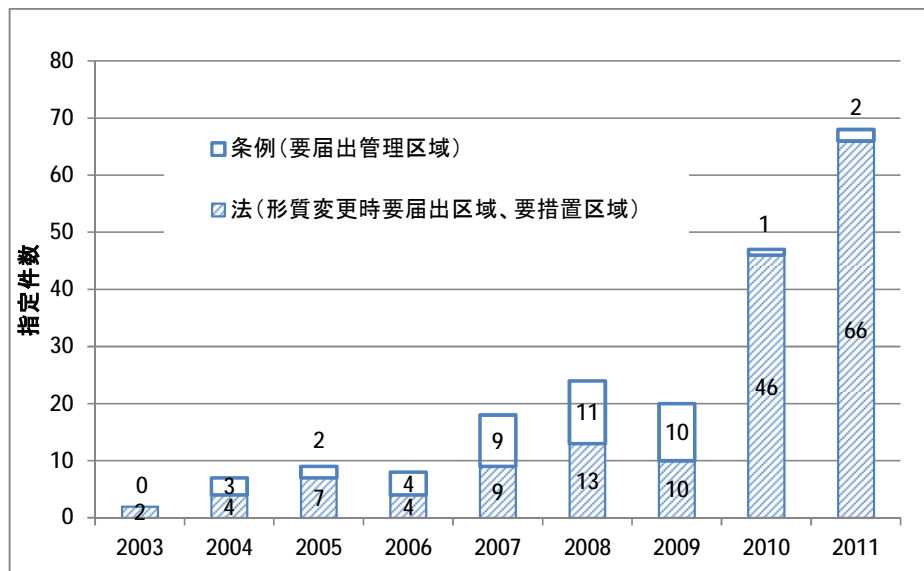
### 3. 現状、課題及び今後の対応

## (3) 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

### ■現状

#### ●これまでの取組(土壌・地下水汚染関係)

- ・土壌汚染対策法及び府条例に基づき、土地の所有者等が行う土壌汚染の状況調査や汚染の除去等の措置を指導
- ・土壌・地下水汚染の未然防止のため、有害物質を使用している事業場に対して、漏洩防止等の措置を指導



○改正法・条例が施行された  
2010年度(平成22年度)  
以降、区域指定の件数は  
増加傾向

土壌汚染対策法及び府条例に基づく区域指定の状況



### 3. 現状、課題及び今後の対応

## (3) 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理

### ■ 課題及び今後の対応

#### 【課題】

- 土壌汚染が判明した場合の迅速かつ適切な対応  
(周辺住民の健康影響の防止、地下水汚染の有無の確認等)

#### 【今後の対応】

- 引き続き、土壌汚染対策法及び府条例に基づく対策を実施
  - ・ 土壌・地下水の汚染状況の把握と健康リスクの有無に応じた迅速な区域指定
  - ・ 汚染土壌の適正な管理・処理による周辺住民の健康影響の防止

#### 【課題】

- 土壌汚染の未然防止

#### 【今後の対応】

- 改正水濁法に基づき、地下浸透防止のための構造基準への対応や維持管理が確実に行われるよう、引き続き事業者を指導



### 3. 現状、課題及び今後の対応

## (4) 大規模災害時における化学物質によるリスク低減

### ■これまでの取組

#### ●経緯・課題

○東日本大震災では、高濃度のふっ化水素や六価クロムなどの有害な化学物質の流出事例が国の調査で確認されている。

(例) 金属製品製造施設において、六価クロム溶液、シアン廃液が漏洩・流出

○大阪では、東北地方に比べ、工場・事業場と住宅地域が混在・密集

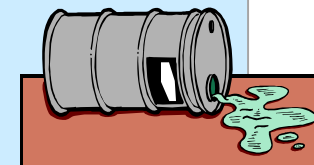
⇒ 大規模災害発生時には、有害物質の環境への流出による周辺住民の健康被害や大気・水質・地下水などの環境汚染が、より一層懸念される。



○大規模災害時における化学物質によるリスク低減策の検討・実施が必要。

#### ●平成24年度に実施した調査・検討

- (1) 東日本大震災の被災地域での被害実態の調査
- (2) 環境リスク低減効果の試算
- (3) 導入・強化すべきリスク低減対策の取りまとめ



### 3. 現状、課題及び今後の対応

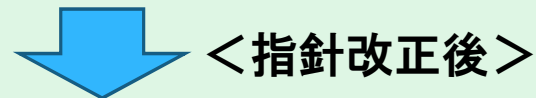
## (4) 大規模災害時における化学物質によるリスク低減

### ■ 今後の対応

- 平成24年度の検討結果を踏まえ、府条例に基づく「化学物質適正管理指針」を改正

#### ■ 指針の改正内容(以下の規定を追加する予定)

- 事業者による大規模災害時における化学物質が流出した際の環境リスクの把握
- 災害時における化学物質流出の未然防止や流出時の応急措置を含んだ管理計画書の策定
- 管理計画書に基づくリスク低減対策の実施



- 事業者による大規模災害に備えた環境リスク低減のための対策の促進
  - 指針の改正内容の事業者等への周知
  - 権限移譲市町村等と連携した指導・助言等
- 危険物等以外の化学物質の保管状況、毒性情報等をあらかじめ消防等関係機関に情報提供